

# 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針 (自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減基本方針)の中間レビューの結果について

## 環境省水・大気環境局自動車環境対策課

### 1. 背景

平成23年3月に改正された自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減基本方針においては、施策の進行管理について「施策の進捗状況の的確かつ継続的な把握と評価に努め、総量削減計画の進行管理を着実に実施するものとする。」としている。また、平成24年11月に中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」においては、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく対策について平成27年度の中間目標の達成状況評価等を行うこととしている。

これを踏まえて、中央環境審議会大気・騒音振動部会の自動車排出ガス総合対策小委員会において、平成27年11月25日の第8回小委員会から第10回小委員会まで審議を行い、平成29年2月1日から3月2日までの意見募集（パブリックコメント）を実施した上で、平成29年3月23日に開催された第11回小委員会において、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の中間レビュー」（以下「中間レビュー」という。）が取りまとめられた。

### 2. 中間レビューの概要

- 二酸化窒素については、平成27年度は対策地域内の自動車排出ガス測定局（自排局）208局中207局で環境基準を達成し、常時監視測定局で全局達成するととの中間目標は達成できなかったが、これまでの総量削減施策による濃度改善効果は現れているものと考えられる。
- 浮遊粒子状物質については、平成27年度は対策地域内の自排局202局中201局で環境基準を達成し、環境基準を全局達成するととの中間目標は達成できなかったが、非達成の主な要因は自動車発生源に起因するものではないと考えられ、総量削減施策の目的は達成しているものと評価できる。
- 単体対策、次世代自動車普及促進等、自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減基本方針に掲げる各分野における施策は概ね順調に進捗していると考えられる。
- 対策地域内の各都府県における自動車NO<sub>x</sub>・PMの排出総量の削減は概ね順調であるが、引き続きその排出量に影響する要因を把握しつつ、目標達成が確実に図られるよう、必要な措置を講じる必要がある。
- 総量削減基本方針の平成32年度目標（対策地域において環境基準の確保を図る目標）の評価手法（常時監視測定局に加えて、数値計算及び簡易測定等の測定を行って評価する方法）を確立した。
- 総量削減基本方針の最終目標年度（平成32年度）までに、目標の達成を図るため、平成32年度目標の評価手法を活用して、対策を要する地区等を絞り込み、必要な対策を検討し、実施していく必要がある。